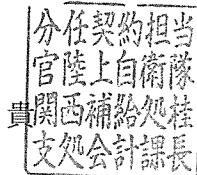


## 一般競争入札公告

分任契約担当官  
陸上自衛隊関西補給処桂支処  
会計課長 増田有貴



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「契約条項」及び「入札心得」を承知のうえ参加されたい。

### 1 競争入札に付する事項

件名	規格	単位	数量	納期	納地
重油	仕様書のとおり (特種1号(バルク))	リットル	52,000	6.3.29	桂駐屯地

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和4、5、6 年度全省庁統一資格において、物品の販売のD級以上の資格を有するものとする。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

### 3 契約条項及び入札心得を示す場所

陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部会計課 契約班

### 4 競争入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 : 令和6年2月7日(水) 10:30
- (2) 入札場所 : 桂駐屯地 本部庁舎1F 多目的室

### 5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象品目については100分の8)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

- (2) 入札心得に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

## 7 落札決定方法

総額決定（同価の場合には、抽選により決定する。）

## 8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 9 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

但し、契約金額が50万円未満の場合は契約書又は請書の作成を省略することができる。

## 10 その他

- (1) 入札参加者は、入札前日までに競争入札受付票(別紙)に必要事項を記入し、資格決定通知書(写)と合わせて提出(FAX可)して下さい。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 郵便による入札については入札前日1700着分までを有効とし便着の確認を必ずお願いします。また入札金額が同額による場合は当該入札に關係の無い職員により抽選を実施します。
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) 予定価格に達しない場合は再度入札を実施します。再度入札の場合は別途連絡します。
- (6) 市場価格調査にご協力をお願いします。

## 11 入札公告掲示場所

- (1) 陸上自衛隊桂駐屯地 1号隊舎1階 会計課事務室前掲示板
- (2) 陸上自衛隊桂駐屯地ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/3d/katsura/>
- (3) 陸上自衛隊宇治駐屯地 関西補給処調達会計部掲示板

## 12 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒615-8103 京都市西京区川島六の坪

陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処 会計課 契約班 担当 市川

TEL (075) 381-2125 (内線515) FAX (075) 381-8881

# 防衛省仕様書改正票

D S P

K 2210F(1)

## 重 油

制定 昭和48. 3. 30

改正 平成25. 3. 26

(FUEL OIL, BURNER)

この改正票は、D S P K 2210F(重油)についてのものであり、D S P  
K 2210Fと併用される。

### 1.4 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“J I S K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法

J I S K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひょう法

J I S K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法

J I S K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表”に  
改める。

### 5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度( $15^{\circ}\text{C}$ ) $\text{g}/\text{cm}^3$ を測定した結果とする。”を

“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K  
2249-4によって、密度( $15^{\circ}\text{C}$ ) $\text{g}/\text{cm}^3$ を測定した結果とする。”に改める。

## 防衛省仕様書

D S P

K 2210F

## 重油

制定 昭和 48. 3. 30  
改正 平成 21. 4. 13

(FUEL OIL, BURNER)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

## 1.2 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類		物品番号	納入区分	注記
特種	1号	9140-299-0191-5	バルク	硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-422-1089-5	ドラム	
	2号	9140-299-0192-5	バルク	
1種	1号	9140-299-0163-5	バルク	JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-419-9913-5	ドラム	
	2号	9140-412-4648-5	バルク	硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)2号のもの。
		9140-419-9914-5	ドラム	

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種1号

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

JIS K 2205 重油

JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

NDS Z 0001 包装の総則

## b) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム、200L

## c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

## 2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号及び特種2号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0.1%以下、特種2号については0.3%以下とする。

2.

## K 2210F

- b) 1種1号は、J I S K 2205の1種(A重油)1号による。
- c) 1種2号は、J I S K 2205の1種(A重油)2号による。ただし、硫黄分は、1.0%以下とする。

## 3 品質保証

検査は、J I S K 2205によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

## 4 出荷条件

### 4.1 容器

容器は、D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

### 4.2 表示

表示は、N D S Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

### 4.3 納入単位

納入単位は、15°Cにおける容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

## 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

### 5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249により、密度(15°C)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

### 5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであるとの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

## 競争入札受付票

令和 年 月 日

入札件名	重油	入札日時	令和6年2月7日(水) 10:30
仕様書等受領者	住所	(電話) - - - ) (FAX) - - - )	
	会社名		
	受領者(役職・氏名)		
※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。			

官側受付日	
-------	--